

2024. 4. 1 発行

# 2024 年度

# 厚生会 の て び き



マスコットキャラクター  
きずなちゃん

一般財団法人 青森県教育厚生会

# も く じ

■ 加 入	1
■ 会計年度任用職員等の加入	2
■ 給付事業	3
■ 貸付事業	4
■ 退職互助事業	15
■ 罹災事業	18
■ 育英奨学事業	19
■ 教育事業	21
■ 保険事業	22
■ 代理店事業	26
■ 文化事業	27
■ 駐車場事業	28
■ 斡旋事業	29
■ 生活相談事業	32
■ 厚生会事務担当教職員の表彰	32
■ 諸払込変更手続き	33
■ 退職に伴う手続き	34
■ 会計事務処理事項	35
■ 要 覧	36
■ 事務局案内	37
■ 様式・記入例	

# 加 入

随時受付

## 1. 加入資格

- (1) 国立、公立及び私立の学校(各種学校を除く)並びに幼稚園の職員
- (2) 教育関係団体の役職員

## 2. 加入手続き

入会申込書(様式・記入例1)を、地方委員(校長等)及び事務担当者の確認をいただき提出してください。

## 3. 資格取得

会員の資格は、本会が入会申込書を受理した日に取得し、事業利用ができます。

## 4. 会 費

- (1) 会費は、毎月納入していただきます。
- (2) 会費額は、毎年4月1日の年齢を基に会費額テーブルにより決定します。  
私立学校の会員においては、毎年7月1日現在の給料月額 $\times$ 100分の1(100円未満は切上げ)に相当する金額とします。
- (3) 会費額は、10月から向こう1年間、同一金額とします。ただし、青森県職員の給与の条例附則第7項に定める給料月額の減額に該当する会員については、4月に改定します。
- (4) 新加入者の会費は、加入年度の4月1日の年齢を基に会費額テーブルにより会費額を決定します。  
私立学校の新加入者においては、加入時の給料月額を基礎として算定します。
- (5) 休職期間中は、会費の納入を中止することができます。(33p参照)
- (6) 会費は、退職時に返還します。

### 会費額テーブル

(単位：円)

年 齢	教 職	事 務 職	技 能 職
20歳以下	1,600	1,400	1,400
21歳～25歳	2,000	1,700	1,700
26歳～30歳	2,500	2,100	1,900
31歳～35歳	2,900	2,500	2,300
36歳～40歳	3,400	3,100	2,500
41歳～45歳	3,800	3,600	2,700
46歳～50歳	4,000	3,900	3,100
51歳～55歳	4,200	4,100	3,300
56歳～59歳	4,200	4,100	3,300
60歳以上	2,900	2,800	2,300

- 教 職：教育職(一)(二)・  
          海事職 給料表適用者
- 事務職：行政職・医療職(二)・  
          研究職 給料表適用者
- 技能職：技能職等 給料表適用者

# 会計年度任用職員等の加入

随時受付

## 1. 加入対象者

下記の職員のうち、公立学校共済組合青森支部に加入している方

- (1) 臨時的任用職員
- (2) 会計年度任用職員
- (3) 任期付職員

## 2. 加入手続き

入会申込書(様式・記入例2)を、地方委員(校長等)及び事務担当者の確認をいただき、下記の添付書類とともに提出してください。

### 【添付書類】

- ① 辞令または共済組合資格取得届(いずれも写し)
- ② 預金口座振替依頼書及び自動払込利用申込書(様式・記入例6)  
事業の利用代金は口座振替となります。(給与からの引去りにはなりません)  
取扱銀行：青森銀行、みちのく銀行、ゆうちょ銀行

## 3. 会費及び利用可能な事業

会費の納入は免除されます。

利用可能な事業に  
このロゴマークを表記しています



### 《利用可能な事業》

- |          |                                            |
|----------|--------------------------------------------|
| ① 給付事業   | 特別見舞金、特別弔慰金、供花                             |
| ② 罹災事業   | 傷病見舞金、災害見舞金、弔慰金                            |
| ③ 育英奨学事業 | 奨学金の貸与                                     |
| ④ 教育事業   | 教育相談、セミナー                                  |
| ⑤ 文化事業   | 青森県教職員美術展覧会、文芸誌「三潮」、ゴルフ大会、アウトドア体験等         |
| ⑥ 駐車場事業  | 月極駐車場                                      |
| ⑦ 斡旋事業   | 会員証割引、映画鑑賞券、ENEOS ASSOC カード等(教職員ゴールドカード除く) |
| ⑧ 生活相談事業 | 生活相談                                       |

## 4. 任用期間の確認等

任用期間満了前に任用継続等の確認を所属所を通して行います。

任用が継続とならない場合は退会となります。

また、正式採用された場合は自動的に会費の納入が開始となり、すべての事業が利用できます。

# 給付事業



※●印は除きます

## 1. 給付

項目	金額	内容	申請書類等
新採用祝品●	—	祝品を進呈	自動給付
入会記念品●	採用から 5年以内 3,000円 5年超 1,000円	Q.U.Oカードを進呈	
永年在会感謝金●	10,000円	2003年度以降の加入者が15年以上在会し、退職、死亡等で退会したとき 2002年度以前の加入者が15年以上在会し退職、死亡等で退会したとき、会費加算相当額が1万円に満たないときの代替	
特別見舞金	3,000円	会員がケガや病気により5日以上入院、又は継続して10日以上欠勤した場合(注) 会員が風水雪害、火災、地震等により次の被害にあったとき ・居宅又は家財の5分の1以上の損壊又は焼失 ・居宅の床上浸水又は消防冠水	見舞金申請書
特別弔慰金	20,000円	会員が死亡したとき	弔慰金申請書
供花	20,000円相当		
教員免許更新講習補助金	5,000円	免許状更新講習を受講したとき(再任用等の退職会員を含む) 受講中に免除になった場合も対象	教員免許更新講習補助金申請書 ※添付書類あり

(注) ① 欠勤とは、休暇等で勤務しないことをいいます。

② 傷病名にかかわらず同一対象者への給付は年度内2回までとします。

③ 新型コロナウイルスに罹患したときの給付基準

【発症が2024年4月1日以降の場合】

「5類感染症」へ移行したことにより、他傷病と同一条件で給付

【発症が2022年7月1日～2024年3月31日の場合】

PCR検査で陽性判定となり、医療機関に1日でも入院した場合

【発症が2022年6月30日以前の場合】

PCR検査で陽性判定(医師の判断による「みなし陽性」を含みます)となり、5日以上入院(宿泊施設での療養、自宅療養を含みます)した場合

1. 申請書類 ホームページからダウンロードして使用できます。

- ・見舞金申請書(様式・記入例 傷病9・災害10)
- ・弔慰金申請書(様式・記入例11)
- ・教員免許更新講習補助金申請書(様式・記入例12)

【添付書類】 県教育委員会発行の更新講習修了確認証明書又は有効期間更新証明書(いずれも写し)

※更新講習の途中で免除となった場合、制度廃止により証明書が発行されない場合はホームページをご覧ください。

# 貸付事業

随時受付、低金利、迅速対応

※利率は固定

種類	事由	限度額	年利 (%)	償還期間	添付書類
はじめて貸付	使いみち自由 (貸付日において本会貸付残高のない会員対象)	50万円	0.5	60ヵ月以内	—
厚生貸付	臨時の資金を必要とするとき(使いみち自由)	在会年数 5年未満 100万円 5年以上10年未満 200万円 10年以上20年未満 400万円 20年以上 500万円	2.5	120ヵ月以内	—
特別貸付 (注1)	結婚費 出産・育児費 医療・介護費 葬祭費	在会年数1年以上 各100万円	0.9	60ヵ月以内	6p 参照
<b>団信</b> 学資金貸付	会員又はその子弟が大学、大学院、短期大学、専修学校、高等学校、予備校に入学又は在学する場合の学費等	500万円 (入学又は在学学生を2人以上有する場合は、2件まで借入可能)	0.9	120ヵ月以内 (在学中の償還猶予可能)	
自動車貸付 (注2)	会員又はその配偶者及び子の自動車購入、修理、車検、運転免許取得費用、他金融機関等からの借替	400万円	0.9	120ヵ月以内	
<b>団信</b> 住宅貸付 (注3)	会員が自己の住居として使用する家屋を新築、増改築、購入又は土地の購入、又は、それらに付属する構築物の設置等	在会年数 5年以上10年未満 550万円 10年以上15年未満 600万円 15年以上 700万円	0.9	240ヵ月以内	6~7p 参照
福祉資金貸付	在会年数15年以上、かつ定年退職前5年以内で、退職手当の受給が確実な場合	200万円 ただし、申込時の退職手当予定額の4分の1以内	2.5	退職時一括償還	—
住宅災害貸付 (注3)	住居の罹災による資金(罹災より1年以内)	700万円	0.9	240ヵ月以内	7p 参照
一般災害貸付	罹災による資金(罹災より1年以内)	200万円	0.9	120ヵ月以内	
退職会員貸付	満70歳以下の退職会員で、生活資金が必要となったとき ※連帯保証人：本人と別生計で満55歳未満の県内在住者1名	80万円	2.5	60ヵ月以内	

種 類	事 由		限 度 額	年 利 (%)	償 還 期 間	添 付 書 類
団体に対する 貸付	教育関係団体 に対する貸付	第1種貸付 団体の当該年度の 事業執行に必要な 支出に充てるとき	当該年度の支出予算額の 4分の1以内	0.9	1年以内とし、 団体の出納閉鎖期 を超えないこと	7p 参照
		第2種貸付 団体の特別な資金 支出に充てるとき ※連帯保証人： 団体の代表役員 及び執行機関役員 2名	事業計画に基づく所要資金 の範囲内		3年以内 (年賦払い 又は半年賦払い)	

**団信** 団体信用生命保険を希望により付帯できます。

制度概要	被保険者（会員）が死亡・所定の高度障害状態に該当したとき、貸付金残高相当額が保険金受取人（本会）に保険金として支払われる (引受保険会社：明治安田生命保険相互会社)
対象	学資金貸付及び住宅貸付新規貸付者（借替含む）
申込方法	① 借入申込書受付後に希望者へ必要書類を送付 ② 借入実行日までに保険会社の告知査定完了 ③ 保険料支払い（初回分のみ払込書による払込み）
特約保証料 (保険料)	貸付金額1万円につき3.88円 (例) 貸付金額500万円の場合 500万円÷1万円×3.88円＝月額1,940円（年23,280円） ※償還による貸付金残高の減少に伴って保険料は毎年逡減します ※保険料は2024年度のもので、見直される場合があります
支払方法	・初回は最大15ヵ月分（貸付日による）をまとめて払込み ・2年目以降は年1回12ヵ月分が本人口座から口座振替（手数料660円） ※手数料は2023年度のもので、加入者数により変更となる場合があります
加入時期	貸付申込時

#### 注1) 特別貸付

- ・結婚費は、披露宴・新婚旅行や家財購入等の結婚に関する費用とし、家族の結婚も含まれます。
- ・医療・介護費は、家族も含み、同居・別居を問いません。
- ・葬祭費は、葬儀に関する費用及び墓・仏壇購入費用も含まれます。

#### 注2) 自動車貸付

- ・購入の対象には自動二輪車（51cc以上）、除雪機も含まれます。
- ・指定ディーラー（11～14pに記載）で新車を購入した場合は、オイル交換2回、オイルエレメント交換1回のサービス券（有効期間1年）を発行します。

注3) 住宅貸付及び住宅災害貸付は、租税特別措置法による「住宅取得等特別控除」の対象にはなりません。

## 1. 提出書類

(1) **借入申込書** (様式・記入例 7) ホームページからダウンロードして使用できます。  
申込金額は1万円単位とします。

### (2) 約束手形・借用証書

審査決定後に約束手形又は借用証書を送付しますので、署名捺印、収入印紙を貼付し、返送してください。※約束手形は裏面に記載の「注意事項」をご確認のうえ、作成してください。(様式・記入例 8)

### (3) 添付書類

貸付種類及び事由		必要書類	
特別貸付	結婚費	① 申出書 ② 結婚を証明するもの又は披露宴の見積書等の結婚の事実がわかるものの写し	
	出産・育児費	母子手帳等の出産・育児を証明するものの写し	
	医療・介護費	医療費請求書又は診断書等の医療・介護の事実がわかるものの写し	
	葬祭費	死亡診断書又は葬祭費の見積書等の葬祭の事実がわかるものの写し	
学資金貸付	入学時	合格通知書の写し	
	在学中	在学証明書の原本 (6ヵ月以内のもの)	
自動車貸付	購入	販売店との売買契約書の写し、又は注文書の写し	
	修理費用	見積書等	
	車検費用	車検証等の写し	
	運転免許取得	教習所入校証明書又は免許取得費用に関する領収書等の写し	
	他金融機関等からの借替	車検証の写し及び残高を証明するものの写し	
住宅貸付	土地付住宅 (含マンション)	新築購入	① 売買契約書の写し                      ② 敷地の登記簿謄本 ③ 確認済証の写し                      ④ 住宅の平面図
		中古購入	① 売買契約書の写し                      ② 敷地の登記簿謄本 ③ 住宅の登記簿謄本                      ④ 住宅の平面図
	住宅	新築	① 工事請負契約書の写し ② 敷地の登記簿謄本                      ③ 確認済証の写し ④ 住宅の平面図 ⑤ 敷地名義人の工事承諾書の写し、又は本会所定の工事承諾書 (本人名義の場合は不要)
		増築 改築 移築	① 工事請負契約書の写し、又は工事費用見積書の写し ② 敷地の登記簿謄本                      ③ 住宅の登記簿謄本 ④ 確認済証の写し                      ⑤ 住宅の平面図 ⑥ 事由に係る敷地又は住宅名義人の工事承諾書の写し、又は本会所定の工事承諾書 (本人名義の場合は不要)



貸付種類及び事由		必要書類	
住宅貸付	住宅	購入	① 売買契約書の写し ② 住宅の登記簿謄本(新築中で未登記の場合は、確認済証の写し) ③ 敷地の登記簿謄本 ④ 住宅の平面図 ⑤ 敷地名義人の工事承諾書の写し、又は本会所定の工事承諾書(本人名義の場合は不要)
		修理	① 工事請負契約書の写し、又は工事費用見積書の写し ② 住宅の登記簿謄本 ③ 修理箇所の図面又は写真 ④ 住宅名義人の工事承諾書の写し、又は本会所定の工事承諾書(本人名義の場合は不要)
	土地	購入	① 売買契約書の写し ② 敷地の登記簿謄本 ③ 住宅新築工事に係る誓約書
		補修	① 工事請負契約書の写し、又は工事費用見積書の写し ② 補修箇所の図面又は写真 ③ 敷地の登記簿謄本 ④ 敷地名義人の工事承諾書の写し、又は本会所定の工事承諾書(本人名義の場合は不要)
	構築物	設置	① 工事請負契約書の写し、又は工事費用見積書の写し ② 事由に係る敷地又は住宅の登記簿謄本 ③ 事由に係る敷地又は住宅名義人の工事承諾書の写し、又は本会所定の工事承諾書(本人名義の場合は不要)
	修理補修	① 工事請負契約書の写し、又は工事費用見積書の写し ② 修理又は補修箇所の図面又は写真	
住宅災害貸付		① 住宅貸付と同様の書類 ② 官公署発行の罹災証明書	
一般災害貸付		官公署発行の罹災証明書	
退職会員貸付		連帯保証人の所得に関する証明書及び印鑑登録証明書 ※現職会員は不要	
団体に対する貸付		① 借入決議書又は同意書 ② 当該年度収支予算書 ③ 使途内容明細書 ④ その他必要と認める書類	

## 2. 借 替

借入償還中でも借替することができます。この場合、残額は借入額から差引きますので、申込金額に注意してください。

## 3. 審 査

必要に応じて申込理由の聴取や「借入状況確認調書」の提出を依頼する場合があります。また、借入状況によって貸付できない場合があります。

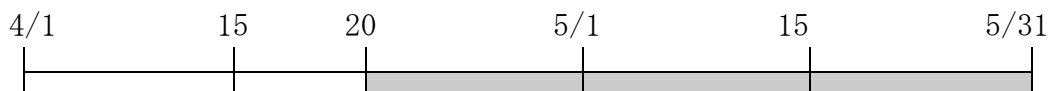
## 4. 利 息

### (1) 差引利息

借入日から償還月の前月末日までの利息は、借入金額から差引きます。

[差引利息の計算]

厚生貸付（貸付日 4 月 20 日） 借入額 100 万円、年利 2.5%、償還 60 回の場合



(差引利息日数 4/20～5/31 42 日間)

(借入額)                      (年利)                      (1 年)                      (1 日当りの利息)

1,000,000 × 0.025 ÷ 365 日 ≒ 68 円 (円未満切捨て)

(1 日当りの利息) (日数)                      (差引利息)

68 × 42 = 2,856 円

### (2) 戻し利息

借替又は全額繰上償還をした場合は、その月の利息は返戻します。

### (3) 学資金貸付の償還猶予による利息

① 借入日から 3 月末日又は 9 月末日までの利息は、借入金額から差引きます。

② 償還猶予期間中は、6 月手当時には 4 月～9 月分を、12 月手当時には 10 月～3 月分を徴収します。

### (4) 福祉資金貸付の利息

① 借入日から 3 月末日又は 9 月末日までの利息は、借入金額から差引きます。

② 6 月手当時には 4 月～9 月分を、12 月手当時には 10 月～3 月分を徴収します。

## 5. 送 金

(1) 所要期に合わせて送金します。ただし、金融機関の都合や審査の関係上所要期とずれる場合があります。(最短 10 日間程度)

(2) 約束手形又は借用証書を受取次第、本人名義の指定口座へ送金します。

(3) 送金額から所定の振込手数料を差引きます。

(送金先金融機関により手数料は異なります。)

(4) 10 月 16 日～11 月 15 日送金の場合

送金額から手当払い 1 回分 (借替の場合は差額分) を差引きます。

## 6. 償 還 方 法

### (1) 毎月均等払い

元利均等の償還 (償還額は 3,000 円以上)

(2) 毎月均等払いに手当払い (6 月と 12 月) を併用

① 手当払い分は、借入金額の 2 分の 1 以内とします。

② 1 回の支払い分は、1 万円単位の一定額とします。

③ 回数は、償還期間内の手当回数内とします。

④ 利息は、毎月償還とします。

[例] 借入金額 50 万円 36 ヶ月償還 (手当払い併用)

・毎月均等償還分 26 万円

・手当払い償還分 24 万円 (4 万円×6 回)

(3) 償還開始月

- 1日～15日借入分 . . . . . 翌月
- 16日～末日借入分 . . . . . 翌々月
- 学資金貸付償還猶予 . . . . . 卒業年月の翌月

(4) 繰上償還

- ① 随時、全額又は一部繰上償還することができますので、事前に連絡してください。
- ② 全額繰上償還の場合は、戻し利息が発生します。
- ③ 一部繰上償還の場合は、次の事項に注意してください。
  - ・繰上償還後は償還回数が短縮され、毎月の償還額はほとんど変わりません。
  - ・償還額は10万円以上で、1万円単位とします。
  - ・手当払い併用の場合は、手当払い分に優先して充当します。
  - ・1回当りの手当払い分が10万円を超える場合は、その額以上とします。

[例] 15万円償還の場合（1回当りの手当払い分10万円）

- ・手当充当分 10万円
- ・毎月充当分 5万円

- ④ 振込手数料は会員負担となります。

(5) 退職時の未償還分

会費等返還金を充当後、残額がある場合はすみやかに一括償還していただきます。

(6) 償還額の計算方法

- ① 毎月均等分は、借入額に賦金率（10p参照）を乗じた額とします。（円未満切捨て）
- ② 手当払いの利息分は、手当分（残額）に月利を乗じた額とします。（円未満切捨て）

[計算例]

●毎月均等払い

借入額 300万円、年利2.5%、償還回数120回、賦金率0.0094252

借入額	賦金率	償還額
3,000,000	× 0.0094252	= 28,275円（円未満切捨て）

●手当併用払い

借入額 300万円、年利2.5%（月利0.208%）、償還回数120回  
賦金率0.0094252（手当払額7万円×20回）

（毎月分）

借入額	賦金率	償還額
1,600,000	× 0.0094252	= 15,080円（円未満切捨て） ①

（手当分の利息）

借入額	月利	償還額
1,400,000	× 0.208%	= 2,912円 ②

※手当分を償還するごとに償還額は変わります。

（毎月の合計額 ①+②） 15,080 + 2,912 = 17,992円

償還額については、ホームページでシミュレーションできます

## 7. 元利均等償還賦金率表

貸付種類	はじめて貸付 (50万円以内)	特別貸付・学資金貸付 自動車貸付・住宅貸付 住宅災害貸付 一般災害貸付 団体に対する貸付	厚生貸付 福祉資金貸付 退職会員貸付
回数 (年数)	年利 0.5% (月利 0.041%)	年利 0.9% (月利 0.075%)	年利 2.5% (月利 0.208%)
12(1年)	0.0835556	0.0837401	0.0844643
24(2年)	0.0418805	0.0420584	0.0427586
36(3年)	0.0279890	0.0281649	0.0288596
48(4年)	0.0210433	0.0212184	0.0219123
60(5年)	0.0168759	0.0170507	0.0177456
72(6年)		0.0142725	0.0149693
84(7年)		0.0122882	0.0129874
96(8年)		0.0108001	0.0115020
108(9年)		0.0096428	0.0103478
120(10年)		0.0087171	0.0094252
132(11年)		0.0079598	
144(12年)		0.0073288	
156(13年)		0.0067950	
168(14年)		0.0063375	
180(15年)		0.0059411	
192(16年)		0.0055943	
204(17年)		0.0052884	
216(18年)		0.0050165	
228(19年)		0.0047733	
240(20年)		0.0045545	

## 8. 指定ディーラー店舗一覧

### ○ 青森トヨペット (15 店舗)

店舗名	住所	電話番号
青森西店	青森市石江字三好 144-2	017-781-5671
青森東店	青森市矢田前字弥生田 20-8	017-726-5671
青森南店	青森市第二問屋町 1-3-10	017-739-5671
五所川原店	五所川原市広田字柳沼 60-4	0173-34-5671
弘前堅田店	弘前市堅田 2-2-8	0172-34-5671
弘前西弘店	弘前市清富町 3-5	0172-37-5671
黒石店	黒石市富田 131	0172-53-5671
十和田店	十和田市東三番町 38-23	0176-22-5671
三沢店	三沢市鹿中 4-145-355	0176-54-3567
野辺地店	上北郡野辺地町字八ノ木谷地 40-13	0175-64-5671
むつ店	むつ市田名部字赤川の内並木 114-4	0175-22-5671
八戸本店	八戸市卸センター1-17-28	0178-44-5671
八戸城下店	八戸市城下 4-24-9	0178-47-5671
八戸東店	八戸市大久保字小久保尻 17-17	0178-34-5671
三戸店	三戸郡南部町沖田面字沖中 161	0179-34-3567

### ○ ネットヨタみちのく (9 店舗)

店舗名	住所	電話番号
青森店	青森市浜田字玉川 220	017-739-5511
虹ヶ丘店	青森市浜館 4-8-1	017-765-1755
弘前店	弘前市神田 3-1-7	0172-33-6911
十和田出張所	十和田市洞内字後野 236-1	0176-25-3333
三沢店	上北郡おいらせ町青葉 5-50-181	0176-50-1288
むつ出張所	むつ市緑ヶ丘 33-5	0175-28-2715
江陽店	八戸市江陽 2-9-42	0178-22-2217
西店	八戸市長苗代字元木 31-3	0178-20-1221
湊高台店	八戸市新井田字水溜 2-1	0178-31-6500

### ○ トヨタカローラ八戸 (7 店舗)

店舗名	住所	電話番号
十和田店	十和田市洞内字後野 236-1	0176-25-2222
三沢店	三沢市東岡三沢 2-41-75	0176-53-2178
むつ店	むつ市緑ヶ丘 33-5	0175-28-2711
旭ヶ丘店	八戸市新井田字寺沢 15-6	0178-25-2223
城下店	八戸市城下 4-22-23	0178-22-9255
根城店	八戸市根城 3-4-10	0178-43-1174
石堂店	八戸市長苗代 2-26-17	0178-28-6131

○日産青森販売（22 店舗）

店 舗 名	住 所	電話番号
本店	青森市三内字稲元 86	017-781-0112
合浦店	青森市合浦 1-14-3	017-743-1401
つくだ店	青森市南佃 2-1-32	017-742-6135
港町店	青森市港町 3-6-20	017-741-7232
西バイパス店	青森市新城字福田 271-1	017-788-5523
三内店	青森市三内字稲元 75-5	017-782-3532
流通団地店	青森市野木字野尻 43-4	017-739-5523
十和田店	十和田市三本木字千歳森 357-2	0176-23-6201
十和田中央店	十和田市洞内字井戸頭 144-118	0176-27-2201
十和田北店	十和田市洞内字井戸頭 144-711	0176-27-2316
三沢店	三沢市三沢字堀口 17-444	0176-54-3723
三沢中央店	三沢市南町 1-31-3648	0176-53-3380
むつ店	むつ市田名部字赤川の内並木 110-4	0175-22-2284
下北店	むつ市仲町 14-1	0175-22-1441
八戸店	八戸市長苗代字二日市 6-1	0178-27-4321
八戸中央店	八戸市城下 4-3-18	0178-43-7321
根城店	八戸市根城 7-1-33	0178-47-6730
湊高台店	八戸市湊町字新井田道 35-14	0178-31-1691
旭ヶ丘店	八戸市新井田字小久保尻 16-12	0178-25-1331
城下店	八戸市沼館 1-9-22	0178-24-4131
類家店	八戸市類家 4-10-7	0178-24-2386
三戸店	三戸郡南部町沖田面字千刈 24	0179-34-3133

○ 日産サティオ弘前（6 店舗）

店 舗 名	住 所	電話番号
弘前店	弘前市境関 1-1-7	0172-28-2332
神田店	弘前市神田 2-1-10	0172-34-2332
弘前日産弘前東店	弘前市末広 1-6-6	0172-27-5121
弘前日産城北大橋店	弘前市藤野 2-7-1	0172-38-2301
五所川原店	五所川原市広田字柳沼 57-1	0173-35-2332
弘前日産 五所川原・柏店	つがる市柏下古川絹森 140	0173-35-2517

○ Honda Cars 青森 (6 店舗)

店 舗 名	住 所	電話番号
浜田店	青森市浜田字玉川 345	017-739-0005
三内店	青森市三内字稲元 75-2	017-782-1616
青葉店	青森市青葉 3-6-3	017-739-3131
五所川原店	五所川原市姥范字船橋 146-1	0173-35-3051
神田店	弘前市神田 2-7-1	0172-34-4550
外崎店	弘前市外崎 3-5-2	0172-27-1711

○ 青森三菱自動車販売 (6 店舗)

店 舗 名	住 所	電話番号
青森西バイパス店	青森市石江 4-1-2	017-781-3313
五所川原店	五所川原市姥范字船橋 247-1	0173-35-2744
弘前店	弘前市高崎 1-8-3	0172-28-3401
十和田店	十和田市三本木字北平 195	0176-23-4121
むつ店	むつ市大平町 3-3	0175-24-1257
八戸下長店	八戸市下長 3-19-5	0178-28-3911

○ 青森スバル自動車 (6 店舗)

店 舗 名	住 所	電話番号
青森原別店	青森市原別 6-10-1	017-736-3121
青森三内店	青森市三内字稲元 79-6	017-781-6081
弘前城東店	弘前市早稲田 3-3-8	0172-28-7366
むつ店	むつ市赤川町 22-7	0175-22-8370
八戸長苗代店	八戸市長苗代字前田 50-1	0178-28-4091
八戸類家店	八戸市諏訪 3-13-5	0178-47-9228

○ スズキ自販青森 (9 店舗)

店 舗 名	住 所	電話番号
ｽｽﾞｷｱﾘｰﾅ青森西	青森市石江 1-21-3	017-781-5114
ｽｽﾞｷｱﾘｰﾅ青森三内	青森市三内字稲元 79-8	017-782-7261
ｽｽﾞｷｱﾘｰﾅ青森観光通り	青森市浜田字豊田 384	017-718-2205
ｽｽﾞｷｱﾘｰﾅ五所川原東	五所川原市福山字実吉 74-6	0173-29-3022
ｽｽﾞｷｱﾘｰﾅ弘前神田	弘前市神田 4-2-3	0172-36-5121
ｽｽﾞｷｱﾘｰﾅ十和田中央	十和田市東十四番町 43-8-7	0176-23-7790
ｽｽﾞｷｱﾘｰﾅ下北	むつ市赤川町 8-27	0175-22-5320
ｽｽﾞｷｱﾘｰﾅ類家	八戸市類家 3-2-1	0178-43-7215
ｽｽﾞｷｱﾘｰﾅ長苗代	八戸市長苗代字前田 63-1	0178-29-1900

○ 青森ダイハツモーターズ (15 店舗)

店 舗 名	住 所	電 話 番 号
青森石江店	青森市石江字岡部 85-3	017-766-2212
青森観光通り店	青森市浜田字玉川 205-12	017-762-4110
ﾀﾞｲﾊｯｼｮｯﾌﾟ 浜館	青森市浜館 4-13-7	017-742-7084
五所川原店	五所川原市姥菴字船橋 40-11	0173-35-3366
ﾀﾞｲﾊｯｼｮｯﾌﾟ 板柳	北津軽郡板柳町三千石字五十嵐 39-4	0172-73-5311
弘前神田店	弘前市神田 5-1-2	0172-34-8774
弘前城東店	弘前市早稲田 4-4-8	0172-29-4233
ﾀﾞｲﾊｯｼｮｯﾌﾟ 黒石	黒石市中川字篠村 4-2	0172-59-2207
十和田店	十和田市元町東 2-2-1	0176-23-4139
ﾀﾞｲﾊｯｼｮｯﾌﾟ 大町	三沢市大町 2-1-9	0176-53-2871
ﾀﾞｲﾊｯｼｮｯﾌﾟ 野辺地	上北郡野辺地町八ノ木谷地 40-13	0175-64-5671
むつ店	むつ市田名部字赤川の内並木 111-4	0175-22-4141
八戸類家店	八戸市諏訪 3-3-13	0178-46-1855
八戸卸センター店	八戸市卸センター1-17-32	0178-28-3221
ﾀﾞｲﾊｯｼｮｯﾌﾟ 三戸	三戸郡南部町沖田面字久保 31	0179-23-0786



# 退職互助事業

退職後の医療費を終身給付

## 1. 退職互助部の加入（現職会員）

### (1) 資格取得

- ① 本会会員で満 30 歳に達した翌年度の 4 月 1 日から 1 年間
- ② 満 30 歳以上で本会に入会した翌年度の 4 月 1 日から 1 年間（採用から 5 年以内に入会した者に限る）

### (2) 加入方法

自動加入とし、非加入の申出のない限り 4 月加入とします。

## 2. 掛金と納入期間

掛金は会費と同額とし、216 回納入していただきます。

※満 50 歳以上で退職し、掛金回数が 216 回未満の場合は、退職時の掛金に残余回数を乗じて得た額を一括納入していただきます。

## 3. 現職会員から退職会員への移行

### (1) 資格取得

満 50 歳以上で退職した日の翌日。次のいずれかの会員資格を選択し、終身変わらないものとします。

#### ① 単独会員

本人のみを療養補助金の給付対象とします。

#### ② 有配偶者会員

本人及び配偶者（退職会員資格取得時の住民票上の配偶者に限る）を療養補助金の給付対象とします。

### (2) 提出書類

#### ① 退職会員資格取得届（様式・記入例 5）

#### ② 住民票謄本 1 通（原本）・・・有配偶者会員選択者のみ

※ただし、配偶者との続柄が確認できないときは、確認できる書類

(3) 退職会員移行後も、生活資金の貸付及び生命保険、損害保険の団体扱い、文化事業への参加等現職会員と同様の事業を利用できます。

(4) 退職会員は、届出住所により退職互助部支部に所属し、支部活動に参加できます。

県内 8 支部（東青支部・西郡支部・中弘支部・南支部・北地方支部・上北支部・下北支部・三八支部）及び東京支部

#### 4. 給 付

	内 容																		
療 養 補 助 金	<p>(1) 給付対象者</p> <p>① 選択した会員資格（単独会員・有配偶者会員）により、会員本人又は会員本人及びその配偶者に終身給付します。</p> <p>② 有配偶者会員が死亡しても、給付対象配偶者に終身給付します。</p> <p>③ 満 50 歳以上の現職会員が死亡したときは、希望により配偶者に終身給付します。</p> <p>(2) 給付額</p> <p>同一月に受診した医療機関の窓口一部負担金合計（給付対象限度額を上限）から 3,000 円を控除し、給付割合を乗じた額とします。</p> <p>70 歳以上外来の給付対象限度額は、10,000 円となります。</p> <p>① 給付対象限度額（表 1）</p> <table border="1" style="margin-left: 20px;"> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th>入院</th> <th>外来</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>70 歳未満</td> <td>58,000 円</td> <td>28,000 円</td> </tr> <tr> <td>70 歳以上</td> <td>44,000 円</td> <td>10,000 円</td> </tr> </tbody> </table> <p>② 給付割合（表 2）</p> <table border="1" style="margin-left: 20px;"> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th>掛金 216 回納入者</th> <th>掛金 180 回納入者</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>単 独 会 員</td> <td>6 割</td> <td>5 割</td> </tr> <tr> <td>有配偶者会員</td> <td>3 割</td> <td>2.5 割</td> </tr> </tbody> </table> <p>※退職会員資格取得時に有配偶者会員を選択した場合、配偶者追加掛金（前年度退職会員移行掛金の平均額）を一括納入することにより、退職会員及び給付対象配偶者とも単独会員と同じ給付割合にすることができます。</p> <p>※現職会員が死亡したとき、希望した配偶者についても、単独会員と同じ給付割合となります。</p> <p>(3) 提出書類</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・療養補助金請求書（様式・記入例 16）</li> <li>・医療機関及び薬局が発行する領収書又はその写し、もしくは各保険者が発行する「医療費通知（医療費のお知らせ）」又はその写し</li> </ul> <p>[給付例] 70 歳未満の単独会員が A 病院・B 歯科・C 薬局に通院し、1 ヶ月合計で 12,000 円を支払った場合</p> <p style="text-align: center;">( 12,000 円 - 3,000 円 ) × 6 割 = 5,400 円</p> <p style="text-align: center;"> <span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">窓口一部負担金合計</span> <span style="border: 1px solid black; padding: 2px; margin-left: 10px;">控 除 額</span> <span style="border: 1px solid black; padding: 2px; margin-left: 10px;">給付割合</span> </p>	区 分	入院	外来	70 歳未満	58,000 円	28,000 円	70 歳以上	44,000 円	10,000 円	区 分	掛金 216 回納入者	掛金 180 回納入者	単 独 会 員	6 割	5 割	有配偶者会員	3 割	2.5 割
区 分	入院	外来																	
70 歳未満	58,000 円	28,000 円																	
70 歳以上	44,000 円	10,000 円																	
区 分	掛金 216 回納入者	掛金 180 回納入者																	
単 独 会 員	6 割	5 割																	
有配偶者会員	3 割	2.5 割																	

	内 容
弔 慰 金	<p>(1) 給付額 退職会員が死亡したときに給付します。 退職後 1 年以内……30 万円 退職後 2 年以内……20 万円 退職後 3 年以内……10 万円 退職後 4 年以内…… 5 万円 退職後 4 年超 …… 5 千円</p> <p>(2) 提出書類 ・弔慰金申請書（様式・記入例 18） ・死亡の事実がわかるものの写し</p>
脱 退 一 時 金	<p>(1) 事由 現職会員が次のいずれかに該当したときに給付します。 ① 満 50 歳未満で退職又は死亡したとき。 ② 退職会員に移行しないで退会したとき。 ③ 満 50 歳以上で死亡し、その配偶者が給付対象配偶者とならないとき。 ④ この部の会員資格を喪失した者が退会したとき。</p> <p>(2) 給付額 掛金総額。ただし、1996 年度以前に研修旅行奨励金の交付を受けている場合は、掛金総額から奨励金を差引いた額とします。</p> <p>(3) 提出書類 ・退職互助部脱退届（脱退一時金請求書）</p>
イン フル エン ザ 予 防 接 種 費 用 助 成 金	<p>(1) 助成対象者 退職会員本人</p> <p>(2) 対象期間 資格取得から満 65 歳未満まで（2022 年度末退職者より適用）</p> <p>(3) 助成額 国内の医療機関でインフルエンザ予防接種に要した費用のうち 1,000 円を上限として助成し、各年度 1 回までとします。</p> <p>(4) 提出書類 ・インフルエンザ予防接種費用助成金申請書（様式・記入例 17） ・医療機関が発行する領収書又はその写し</p>

# 罹 災 事 業

## 教育奉謝金による見舞金・弔慰金の給付

### 1. 教育奉謝金の募集

「学校と学校を結ぶ助け合い」の理念のもと、教育奉謝金を募集します。

- ・ 拠出額 教育関係職員 一人 600 円 児童・生徒 一人 100 円
- ※要保護家庭及び準要保護家庭、又は同等の対象となる世帯の児童・生徒からの拠出は不要ですが、基準どおり給付します(保護家庭の基準は各自治体により異なります)。
- ※拠出後の人数変更による調整も不要です。

### 2. 給付金額と給付基準

区 分		教育関係職員	児童・生徒	給付基準
傷病見舞金 (注)	基本	11,000 円	6,000 円	5 日以上入院、又は継続して 10 日以上欠勤又は欠席
	加算	8,000 円	6,000 円	継続して 20 日以上欠勤又は欠席
	長期加算	7,000 円	5,000 円	継続して 30 日以上欠勤又は欠席
災害見舞金	風水雪害 ・地震等	15,000 円	10,000 円	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 居宅又は家財の 5 分の 1 以上の損壊又は焼失</li> <li>・ 居宅の床上浸水又は消防冠水</li> </ul>
	火災	20,000 円	15,000 円	
弔 慰 金		100,000 円	50,000 円	死亡したとき

(注) ① 欠勤とは、休暇等で勤務しないことをいい、欠席には休学を含みます。

② 傷病名にかかわらず同一対象者への給付は年度内 2 回までとします。

③ 新型コロナウイルスに罹患したときの給付基準

【発症が 2024 年 4 月 1 日以降の場合】

「5 類感染症」へ移行したことにより、他傷病と同一条件で給付

【発症が 2022 年 7 月 1 日～2024 年 3 月 31 日の場合】

PCR 検査で陽性判定となり、医療機関に 1 日でも入院した場合

【発症が 2022 年 6 月 30 日以前の場合】

PCR 検査で陽性判定(医師の判断による「みなし陽性」を含みます)となり、5 日以上入院(宿泊施設での療養、自宅療養を含みます)した場合

### 3. 申請書類 ホームページからダウンロードして使用できます。

(1) 見舞金申請書(様式・記入例 傷病 9・災害 10)

複数の児童・生徒が同一事由による災害見舞金の給付に該当する場合は、災害見舞金申請書 1 枚に「連名式罹災者名簿」を添付し、申請できます。

(2) 弔慰金申請書(様式・記入例 11)

### 4. 教育祭(合葬慰霊祭)

毎年 10 月下旬、大阪で行われる合葬慰霊祭(教育祭)に遺族が参列される際の協力をお願いします。

# 育英奨学事業

経済的理由による修学困難者に対する学資の貸与

## 1. 出願の資格

会員又は県内に 5 年以上在住者の子弟で、次に該当する者としします。ただし、既に本会の奨学生である者は除きます。

- (1) 大学又は大学院に入学又は在学する者（通信教育課程及び短期大学は除く。）
- (2) 学資の負担が困難と認められる者
- (3) 健康上修学に支障がなく学業優秀な者
- (4) 学業成績が以下の条件に該当する者

### ① 大学入学者

出願時における卒業（見込み）高等学校の全履修科目評定が 5 段階法において平均 3.0 以上であること

### ② 大学（大学院）在学者

当該年次（学年）において必要な所定の単位の取得が見込まれること

※子弟とは、子、弟、妹及びその他生計を一にしている被扶養者をいいます。

## 2. 奨学金の貸与金額

100 万円

※在学期間をとおり、「1 回のみ」の貸与とします。

## 3. 出願書類と期間

### (1) 出願書類

#### ① 奨学生選考願書（様式・記入例 13）

ホームページからダウンロードして使用できます。

#### ② 成績証明書

- ・大学入学者 出身高等学校長が証明するもの
- ・大学（大学院）在学者 大学・大学院の長が証明するもの

#### ③ 保護者の所得証明書

- ・「給与所得の源泉徴収票」の写し、又は市町村発行の所得課税証明書
- ・生計を一にしている者で保護者以外に給与所得がある場合も同様

※ただし、次の条件のいずれかに該当する場合は、それぞれに記載の書類を保護者の所得証明書に変えて提出できます。

条 件	提出書類
家計支持者（父母、父母がいない場合は、代わって家計を支えている者）の前年度の住民税（市区町村税所得割）が非課税である	市区町村市役場の発行する「(非) 課税証明書」
家計支持者が生活保護を受給している	福祉事務所の発行する「生活保護受給証明書」

条 件	提出書類
「社会的養護を必要とする人」である なお、「社会的養護を必要とする人」は 18歳となった時点で（18歳になっていない 人の場合は申し込み時点で）次の施設等に 入所して（養育されて）いた（いる）人 児童養護施設、児童自立支援施設、児童心 理治療施設（旧 情緒障害児短期治療施 設）、児童自立生活援助事業（自立援助ホ ーム）を行う者、小規模住居型児童養育事 業（ファミリーホーム）を行う者、里親	在籍する施設の発行する「施設在籍証明 書」 又は児童相談所の発行する「児童（里親） 委託証明書」

④ 連帯保証人（2名）

- ・保護者1名
- ・奨学生と別生計の県内在住者1名。ただし、保護者が会員（退職会員、会計年度任用職員・臨時的任用職員及び任期付職員を除く）の場合は不要とします。
- ・奨学生が返還不能等となった場合、返還の責を負わなければなりません。

(2) 出願期間

毎年12月15日～1月31日

#### 4. 奨学生の採用

(1) 採用人員 40名程度

採用はその年度の予算の範囲で行いますので、採用されない場合もあります。

(2) 採用は奨学生選考委員会を経て決定します。ただし、採否後に疑義が生じた場合、理事会を経て決定します。

(3) 奨学金の送金は、下記の時期に借用証書等を受理次第、保護者名義の金融機関の指定口座に送金します。

入学者：3月 在学者：4月

#### 5. 奨学金の返還

奨学生は、次のいずれかに該当するときから起算して、10年の期間において半年賦払い(7月・1月)で返還しなければなりません。また、いつでも全部又は一部を繰上げて返還することができます。

- (1) 卒業したとき
- (2) 学業成績又は性向が著しく不良となったとき
- (3) 除籍又は退学となったとき

#### 6. 利 子

無利子です。ただし、返還を怠ったときは遅延損害金を徴収します。

#### 7. 返 還 命 令

奨学生が次に該当すると認められるときは、全額を返還しなければなりません。

- (1) 奨学金を目的以外に使用したとき
- (2) 偽りの申請、届出及びその他不正手段によって奨学金を受けたとき
- (3) 奨学金の返還を払込期日後4ヵ月以上延滞したとき

#### 8. そ の 他

他団体の奨学生となっている場合でも出願できます。

# 教育事業

## 教育相談室の設置と教育事業補助金助成

### 1. 親と子と教師の教育相談室 スマイルサポート

幼児から高校生(中退者も含む)の学習、不登校、いじめ、家庭教育や発達障がい等、発達上の悩みや問題、教師と親の連携、教職員の実践上の悩み等幅広い分野で対応します。(相談者のプライバシーは保護されています。)

(1) 相談等の対応

電話や面談等で対応します。

(2) 受付

月・水・金 9時～16時(事前連絡により、時間外も対応可能です。)

なお、この他特別に相談期間を設けることがあります。

所在地 青森市橋本一丁目 2-25

フリーダイヤル 0120-783-087  
ナヤミ ヲハナシテ

メール smile@a-kyouiku-kouseikai.or.jp

(3) 内容により専門の相談機関を紹介します。

### 2. 補助金助成

青森県の教育振興発展に寄与する教育講演会等に補助金の助成を行います。

(1) 助成対象及び補助金額

- ① 平和教育及び民主教育を前進させる教育講演会等の事業 1件につき5万円以内
  - ② 障がい者理解推進のための事業 1件につき5万円以内
  - ③ 教職員及び児童生徒等が地域と連携して行う社会貢献活動 1件につき2万円以内
- ただし、前年度助成を受けた団体は対象外とします。

また、補助金は、実施事業予算額の半額を超えない範囲とします。

(2) 予算額

年間70万円

(3) 募集期間

毎年4月1日～6月30日

(年間予算額に満たないときは追加募集をするときがあります。)

(4) 提出書類

① 申請時

・教育事業補助金申請書(兼収支予算書)(様式・記入例14・15)

② 終了時

・教育事業終了報告書(兼収支決算書)  
・配付資料及び写真等

(5) 選考

教育事業運営委員会で審議決定します。(7月を予定)

(6) 交付

① 補助金の交付は、原則として実施の3週間前とします。

② 採用決定前に事業が終了している場合は、運営委員会終了後の交付となります。

(7) 後援

補助金の交付を受け、事業を実施するときは本会が後援団体となります。  
ただし、社会貢献活動においては、この限りではありません。

# 保 険 事 業

スケールメリットにより団体割引の適用などができます

## 〈 団体扱 〉

会員及び退職会員を対象とし、保険料を給与からの引去り又は口座振替により団体（本会）が集金し、まとめて保険会社に支払います。

### 1. 生命保険

#### (1) 取扱保険会社

第一生命、大樹生命、明治安田生命、朝日生命、富国生命、住友生命  
日本生命、ジブラルタ生命（教弘保険）、アクサ生命、アフラック生命  
メットライフ生命、かんぽ生命

#### (2) 取扱契約

会員本人が契約者で、本人又はご家族様が被保険者となっている保険契約（新規契約及び既契約）となります。

#### (3) 保険料

① 団体割引保険料が適用されます。（教弘保険を除く）ただし、保険会社により割引率は異なります。

#### ② 引去り方法

- ・月払い … 毎月の給料より引去りします。（徴収明細書で案内します。）
- ・手当払い … 6月・12月に手当より引去りします。（手当払明細書で案内します。）

#### (4) 団体扱の手続き方法

- ① 取扱保険会社に「厚生会団体扱」の旨を申出ください。
- ② 取扱保険会社を通して、「生命保険団体扱申込書」を本会へ提出してください。  
※かんぽ生命の場合は「団体払込加入確認書」を提出してください。

#### (5) 契約内容の変更

改姓等の名義変更や満期及び解約等、契約内容に変更が生じた場合は、保険会社との手続きが必要となります。

#### (6) 生命保険料控除証明書

本会を通して所属所（退職会員の場合は自宅）へ一括して送付します。ただし、保険会社によっては、本会を通さず直接自宅へ送付される場合もあります。

#### (7) 配当金の送金

保険会社から支払われる配当金は、本会を通して登録口座（個人）へ送金します。

#### (8) 退職後の取扱い

- ① 退職会員に移行した場合は、団体扱を継続することができます。ただし、保険会社や契約内容によっては、保険料が変更になる場合や個人扱となる場合があります。
- ② 保険料は、登録口座から偶数月の16日（公的年金受給日の翌日）に2ヵ月分ずつ口座振替します。

### 2. 損害保険

#### (1) 取扱保険会社及び保険種目

- ・東京海上日動火災保険株式会社 … 自動車保険・火災保険
- ・アニコム損害保険株式会社 …… ペット保険「どうぶつ健保ふぁみりい」  
「どうぶつ健保しにあ」

#### (2) 保険料

- 団体扱・集団扱保険料が適用されます。
- ・給料引去り … 契約始期の翌月から月払保険料を引去りします。



(徴収明細書でご案内します。)

- ・口座振替 … 契約始期の翌々月から、月払又は一時払保険料を口座振替します。

(3) 退職後の取扱い

- ・団体扱契約は、引続き団体扱できます。
- ・集団扱契約は、退職会員に移行することで集団扱を継続できます。
- ・保険料は口座振替します。

## 〈 団体保険 〉

本会を契約者とし、会員及び退職会員を対象とする団体契約です。

### 1. MY HEALTH (マイヘルス)

<引受保険会社> 明治安田生命保険相互会社・明治安田損害保険株式会社

(1) 保険の種類

6つのサポートから組み合わせ自由に選択加入できます。ただし、健康サポートのみの加入はできません。

- ・健康サポート：健康づくりに関する情報、サービスを提供
- ・生命サポート：死亡・高度障害のときの保障
- ・医療サポート：入院・手術等の保障
- ・重病サポート：特定疾病等の保障（特約付加で7大疾病及び上皮内新生物まで保障）
- ・療養サポート：長期休職時の補償
- ・リビングサポート：日常生活の様々なリスクを補償

(2) 申込及び保険期間

① 通常加入

- ・申込期間 9月中旬～10月中旬
- ・保険期間 3月1日～翌年2月末日（以後1年更新）

② 中途加入

- ・申込期間 4月中旬～5月中旬
- ・保険期間 9月1日～翌年2月末日（以後1年更新）  
生命サポート・医療サポート・重病サポートは9月1日～翌年8月末日

(3) 保険料

毎月の給料より引去りします。（徴収明細書でご案内します。）

(4) 保険金・給付金の請求

下記のいずれかによりご請求ください。

- ① 本会を通して保険会社に請求しますので、ご連絡ください。
- ② 入院・手術給付金のご請求についてはインターネットサービス「みんなの MY ポータル」からweb請求が可能です。

みんなの MY ポータルログイン画面 <https://be7.meijiyasuda.co.jp/>

- ③ 療養サポート・リビングサポートのご請求については下記リンク先からweb請求が可能です。

[https://www.meijiyasuda-sonpo.co.jp/apl/form/jikouketuke/accident\\_top.php](https://www.meijiyasuda-sonpo.co.jp/apl/form/jikouketuke/accident_top.php)

(5) 退職後の取扱い

- ① 退職会員に移行した場合、保険年齢70歳まで継続できます。  
※療養サポートは64歳まで
- ② 保険料は、登録口座から偶数月の16日（公的年金受給日の翌日）に2ヵ月分ずつ口座振替します。

## 2. 訴訟費用保険（地方公務員対象）

<引受保険会社> 明治安田損害保険株式会社

### (1) 補償内容

公務に起因する訴訟費用（争訟費用、損害賠償金）や傷害による死亡・後遺障害を補償します。

※訴訟に至らない段階の損害防止費用等も補償されることがあります。

### (2) 申込及び保険期間

#### ① 通常加入

- ・ 申込期間 5月中旬～6月中旬
- ・ 保険期間 10月1日～翌年9月末日（以後1年更新）

#### ② 中途加入

- ・ 申込期間 12月中旬～翌年1月中旬
- ・ 保険期間 4月1日～9月末日（以後1年更新）

### (3) 保険料

毎月の給料より引去りします。（徴収明細書でご案内します。）

### (4) 保険金の請求

下記のいずれかによりご請求ください。

- ① 本会を通して保険会社に請求しますので、ご連絡ください。
- ② 下記リンク先からweb請求が可能です。

[https://www.meijiyasuda-sonpo.co.jp/apl/form/jikouketuke/accident\\_top.php](https://www.meijiyasuda-sonpo.co.jp/apl/form/jikouketuke/accident_top.php)

### (5) 退職後の取扱い

- ① 退職会員に移行した方で、再任用等となり公務に従事している場合は、団体扱を継続することができます。その他の場合は、自動解約となります。
- ② 退職日から5年以内に在職中の行為に起因する訴訟がなされた場合、退職時の保険契約で補償されます。
- ③ 保険料は、登録口座から偶数月の16日（公的年金受給日の翌日）に2ヵ月分ずつ口座振替します。

制度内容等詳細についてはパンフレットをご一読ください。

## 3. 団体傷害保険（団体総合生活保険）

<引受保険会社> 東京海上日動火災保険株式会社

### (1) 補償内容

#### ・ 傷害補償

国内外を問わず、急激かつ偶然な外来の事故により保険の対象となる方がケガをした場合に保険金をお支払いします。

#### ・ 個人賠償責任

国内外において、日常生活で他人にケガをさせたり他人の物を壊してしまったときや、国内で他人から借りた物や預かったもの（受託品）を国内外で壊したり盗まれてしまったとき等、法律上の損害賠償責任を負った場合に保険金をお支払いします。

#### ・ 弁護士費用等（人格権侵害等）

国内において、急激かつ偶然な外来の事故により他人からケガを負わされたり物を壊された場合、または名誉・プライバシーの侵害、痴漢・ストーカー行為・いじめ・嫌がらせ等により精神的苦痛を被った場合に法律相談や相手との交渉等を弁護士等に依頼することにより、弁護士費用または法律相談費用を負担した時に保険金をお支払いします。

(2) 募集及び保険期間

- ① 一斉募集 9月下旬～10月下旬
  - ② 募集範囲 現職会員・退職会員
  - ③ 保険期間 12月1日午後4時～翌年12月1日午後4時まで1年間  
(以後1年自動更新)
- ※ 中途募集 随時申込可能

(3) 保険料

<引去り方法>

- ・毎月の給料より引去りします。(徴収明細書でご案内します。)
- ・退職会員の場合は、登録口座から偶数月の16日(公的年金受給日の翌日)に2ヵ月分ずつ口座振替します。

ご加入にあたっては、必ず『重要事項説明書』をよくお読みください。

2024年2月作成 23TC-008159

**【お問い合わせ先】**

37pの事務局案内に記載しております。

# 代理店事業

主に教育関係職員及び退職者を対象とした  
損害保険代理店です

## 1. 保険種目

- ・自動車 … 自動車保険、自賠責保険
- ・火災 … 火災保険・地震保険
- ・傷害 … 国内旅行傷害保険・海外旅行保険・レクリエーション保険・ゴルフ保険等
- ・ペット … アニコム損保「どうぶつ健保ふぁみりい」「どうぶつ健保しにあ」  
対象：犬・猫

## 2. 引受保険会社

- ・東京海上日動火災保険株式会社（自動車・火災・傷害）
- ・アニコム損害保険株式会社（ペット）

## 3. 相談・事故対応

損害保険担当職員が保険内容相談・事故相談対応をいたします。  
保険見積り・資料請求は、電話・FAX・Eメール・ホームページよりご請求できます。

## 【お問い合わせ先】

37pの事務局案内に記載しております。

# 文化事業

芸術活動発表の支援と会員相互の親睦

## 1. 公益文化事業

青森県内教職員（退職教職員を含む）の作品を募集し、広く地域一般に公開します。

### (1) 青森県教職員美術展覧会（略称：教美展）

- ① 種 目 日本画、洋画、版画、デザイン、彫刻、工芸、書、写真
- ② 審 査 無審査
- ③ 会 場 東奥日報社新町ビル New's ホール（青森市）

### (2) 文芸誌「三潮」の発刊

- ① 部 門 随想(エッセイ)・ルポルタージュ、自伝・評伝、文芸評論・書評  
児童文学(童話含む)、詩、短歌・狂歌、俳句・川柳、小説(フィクション)  
戯曲・シナリオ、  
テーマ投稿（短歌・狂歌、俳句・川柳）
- ② 発刊時期 12月中旬（各所属所や公共施設等に寄贈）

## 2. 厚生文化事業

会員を対象に、親睦を兼ねた文化事業を行います。

### (1) 競技大会

#### ① 青森県教職員囲碁・将棋大会

- 種 目 囲碁：名人戦（棋力五段以上）、段級位戦（棋力5級～四段）  
将棋：段級位戦（棋力5級以上）
- 会 場 青森県教育会館

#### ② 青森県教職員ゴルフ大会

- 会 場 青森カントリー倶楽部（青森市）

### (2) 研修旅行

- 場 所 日本国内

### (3) 文化教室（アウトドア体験）

- 場 所 青森県内各地区

### (4) 文化講演会

- 会 場 青森県内各地区

### (5) その他、必要に応じて実施します。

# 駐 車 場 事 業

## 1. 月極駐車場の設置場所

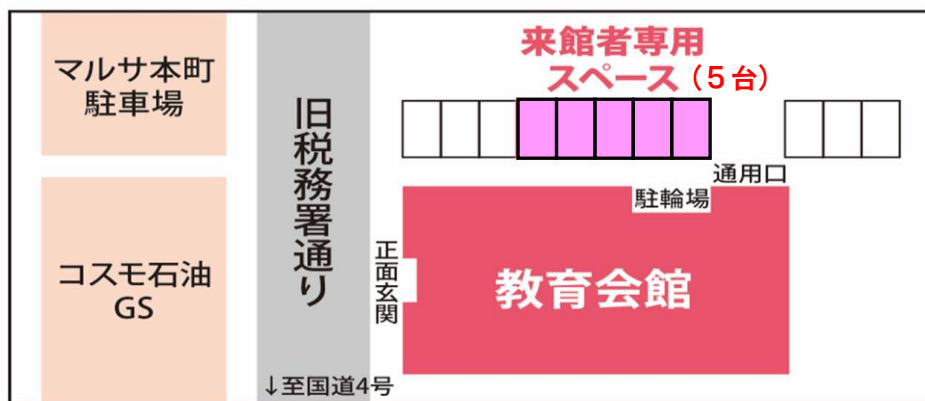
- 第1 駐車場 青森市橋本一丁目 5 番 18 号
- 第2 駐車場 青森市橋本二丁目 13 番 12 号
- 第3 駐車場 青森市橋本一丁目 2 番 25 号

## 2. 駐車料金

第1・2・3 駐車場

- ① 会員及び館内各団体職員 8,250 円 (税込)
- ② 一般 13,200 円 (税込)

### <アクセス>



# 幹 旋 事 業



※ 教職員ゴールドカードは除きます

## 1. 会員証割引

会員証提示により、全国の提携先で各種特典を受けられます。

※対象施設等についてはホームページ及び本会発行「会員特典一覧」を参照ください。

## 2. 東京ディズニーリゾート・コーポレートプログラム

### (1) 特典

東京ディズニーランド及び東京ディズニーシーのパークチケット代金が 2,000 円引きになる利用券を発行します。

### (2) 申し込み

① 電話・FAX・Eメール等で申し込みください。コーポレートプログラム利用券を所属所又はご自宅に送付します。(所属所、会員番号、氏名、希望枚数、自宅住所をお知らせください。)

② 本会事務局でも発行しています。

※会員一人につき年度内 2 枚までの発行となります。

## 3. 映画鑑賞券の割引

### (1) 特典

提携映画館の映画鑑賞券を割引価格で販売します。

※会員一人につきひと月 5 枚までの販売となります。

※有効期限は映画館ごとに異なりますのでお問い合わせください。

所在地	映画館名	販売価格	通常料金
青森市	イオンシネマ新青森	大人 1,100 円	大人 1,800 円
	青森松竹アムゼ 1・2・3	大人 1,100 円 3歳～中学生 700 円	大人 1,800 円 小人～高校生 1,000 円 3歳～就学前 900 円
つがる市	シネマヴィレッジ8・ イオン柏		
弘前市	イオンシネマ弘前	大人 1,100 円	大人 1,800 円
おいらせ町	TOHO シネマズ おいらせ下田	大人 1,300 円	大人 2,000 円

### (2) 申し込み

① 電話・FAX・Eメール等で申し込みください。鑑賞券を所属所又はご自宅に送付します。(所属所、会員番号、氏名、映画館、希望枚数、自宅住所をお知らせください。)

② 本会事務局でも販売しています。

### (3) 支払い

徴収明細書でご案内します。

#### 4. ENEOS ASSOC カード

全国の ENEOS サービスステーションで利用できる入会金・年会費無料の「ENEOS ASSOC カード」会員の募集を行っています。

##### (1) 特典

- ・ ENEOS が設定する本会会員用特別価格（最大月 2 回の変動制）にて給油できます。  
※価格は随時ホームページにてお知らせします。
- ・ 洗車、オイル交換、灯油・物品購入等にも利用できます。
- ・ カード送付時に特別グッズを進呈します。

##### (2) 申し込み

希望の方に申込書を送りますので、電話・FAX・Eメール等で申し込みください。

##### (3) 支払い

ひと月のご利用分をまとめて徴収明細書でご案内します。

#### 5. 新築・リフォーム等の割引

下記業者にて新築・リフォーム等をご利用の際、割引が受けられます。

##### (1) 特典

対象業者	割引
住友不動産(株) (新築そっくりさん)	工事金額の 3%
(株)一条工務店	工事金額の 2%
大和ハウス工業(株)	・戸建住宅・増改築（リフォーム） 本体価格の 3% ・分譲マンション 分譲価格の 1% 等 ※詳細はお問い合わせください
(株)大進建設	建物本体工事価格の 2%
(株)ベターワン	・建売住宅 建物販売価格の 2% ・賃貸物件 QUO カード 2,000 円
(株)ライフニクス	戸建住宅 建物販売価格の 2%
(株)マリモ (ポレスターマンション)	マンション販売価格の 0.5%
(株)タカラレーベン	マンション販売価格の 1%

※利用時に本会発行の「会員確認証」が必要となります。

##### (2) 申し込み

希望の方に「会員確認証」を送りますので、電話・FAX・Eメール等で申し込みください。



## 6. 教職員ゴールドカード

あおぎんカードサービス(株)の「教職員ゴールドカード」会員の募集を行っています。

### (1) 特典

- ・年会費永年無料 …… 通常 11,000 円 (税込)
- ・家族カード、E T Cカードの年会費も永年無料
- ・海外、国内旅行傷害保険付帯 (※詳細はお問い合わせください)
- ・利用金額に応じてたまったポイントで商品交換
- ・空港ラウンジサービス利用 (青森空港他国内主要 27 空港)

### (2) 申し込み

希望の方に申込書を送りますので、電話・F A X・Eメール等で申し込みください。

## 7. J R「大人の休日倶楽部」

J R東日本の「大人の休日倶楽部」会員の募集を行っています。

### (1) 特典

区 分	年齢条件	年会費	特 典
大人の休日倶楽部 ミドル	50～64 歳	2,624 円 (初年度年会費無料)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・初年度年会費無料</li> <li>・J R 東日本、北海道のきっぷ 5%割引</li> <li>・会員限定きっぷの利用</li> <li>・利用金額によりポイント付与</li> </ul>
大人の休日倶楽部 ジパング	65 歳以上	4,364 円	<ul style="list-style-type: none"> <li>・J R 東日本、北海道のきっぷ 30%割引</li> <li>・会員限定きっぷの利用</li> <li>・利用金額によりポイント付与</li> </ul>

### (2) 申し込み

希望の方に申込書を送りますので、電話・F A X・Eメール等で申し込みください。

## 8. 冠婚葬祭互助会

玉姫グループ青森の「冠婚葬祭互助会」会員の募集と、掛金徴収を行い冠婚葬祭の資金準備を応援します。

### (1) 募集内容

- ・24 万円コース 月額 3,000 円×80 回 240,000 円  
※冠婚葬祭施行時に 36 万円相当で利用できます。
- ・八戸地区は 18 万円コースの募集となり、眞照堂で施行された場合は同様の特典が受けられます。

### (2) 特典

○玉姫グループ青森の冠婚葬祭互助会に加入し、眞照堂で葬儀施行した場合

対象施設	割引	内容
(株)眞照堂	5%	<ul style="list-style-type: none"> <li>・葬儀施行費用</li> <li>・ホール施設利用料金</li> <li>・会葬返礼品</li> <li>・飲食代</li> <li>・墓石購入 (指定業者)</li> </ul> ※ただし、互助会積立金と新聞広告代、車両使用料を除く
	10%	・仏壇、仏具購入 (眞照堂仏壇店)
	無料提供	・後飾り壇

○玉姫グループ青森にて結婚式を挙げる場合

対象施設	割引	内容
ラ・プリズヴェール ル・グランクール	5%	<ul style="list-style-type: none"> <li>・各種団体会食</li> <li>・各種宴会</li> <li>・コンベンション</li> </ul> ※冠婚葬祭互助会会員の場合は、さらに特典あり ※本会会員である旨申出が必要
指定店	5%	<ul style="list-style-type: none"> <li>・振袖、略礼服、留袖の貸衣装</li> </ul> ※詳細はお問い合わせください

(3) 申し込み

本会に電話・FAX・Eメール等で申し込みください。後日玉姫グループの係員が訪問し、説明します。

9. 出会いサポート

「あおり出会いサポートセンター」の団体会員となっています。県内各地で行われる婚活イベント情報をご覧いただけます。

詳細は「あおり出会いサポートセンター」のホームページをご覧ください。

## 生活相談事業



会員の日常生活における諸問題についての相談を受けます。相談内容により顧問弁護士等（30分無料）が相談に応じます。相談者のプライバシーは厳守します。

- ・文書による相談 理事長親展
- ・電話による相談 017(721)1318

## 厚生会事務担当教職員の表彰

本会の事務を担当した教職員が退職された場合、その貢献に対し、記念品を添えて表彰します。

## 諸払込変更手続き

休職、育児休業及び海外派遣等の場合、諸払込金の取扱いを変更することができます。

### 1. 諸払込金の取扱い

種 別	取 扱 い 方 法
会 費	休納できます。 (1)休納期間終了後に休納分を納める必要はありません。 (2)休納期間は、在会年数から除きます。
退職互助部掛金	休納できます。 休納期間終了後、休納前の回数を引継ぎます。
諸 貸 付 金	休納できます。 ただし、海外派遣の場合は休納できません。 (1)償還期間は、休納期間の分だけ繰延べになります。 (2)休納期間中の利息は、休納期間終了の翌月に一括納入となります。 (残高×該当月利×休納期間) (3)手当払い併用償還の場合で、休納期間中の手当払い分を完納月までに償還できないときは完納月に加算します。
生 命 保 険 損 害 保 険	休納できません。 個人口座からの口座振替又は専用の払込書での払込みとなります。
郡市会館積立金	休納できます。
教 職 員 共 済	休納できません。
全 教 共 済	払込方法はお問い合わせください。

### 2. 提出書類 ホームページからダウンロードして使用できます。

- (1) 休職・育児休業等の場合
  - ・ 諸払込変更願（様式・記入例 3）
  - ・ 預金口座振替依頼書及び自動払込利用申込書（様式・記入例 6）※
- (2) 海外派遣の場合
  - ・ 海外派遣に伴う諸払込変更願
  - ・ 預金口座振替依頼書及び自動払込利用申込書（様式・記入例 6）※

※取扱銀行：青森銀行、みちのく銀行、ゆうちょ銀行

<注意>ゆうちょ銀行を指定する場合、ダウンロード版は使用できませんので、お問い合わせください。

## 退職に伴う手続き

### 1. 提出書類

No.	書類名	内容
1	返還金等請求書(注) (様式・記入例4)	退職時までの会費総額、2002年度までの会費加算金の請求
2	退職会員資格取得届 (様式・記入例5)	退職会員へ移行する場合 ※退職会員へ移行しない場合は、 退職互助部脱退届(脱退一時金請求書)を提出
3	預金口座振替依頼書及び自動払込利用申込書(様式・記入例6)	退職会員移行者で生命保険・損害保険の団体扱いを希望する場合

(注) 返還金等請求書は、地方委員の確認をいただき、提出してください。

### 2. 各事業の退職後の取扱いについては、それぞれの項目をご確認ください。

# 会計事務処理事項

## 1. 徴収明細書等の送付について

- (1) 会員には毎月「徴収明細書」、手当時には「手当払明細書」を送付します。
- (2) 所属所には「徴収金額一覧表」と「払込書及び払込案内書兼受付書」を毎月送付します。ただし、総務事務センター対象所属所には「徴収金額一覧表」のみ送付します。

## 2. 徴収金の払込方法

給料日及び手当受領日に払込みしてください。

### (1) 銀行等からの払込み

「払込書及び払込案内書兼受付書」により下記金融機関から払込みしてください。

<取扱金融機関>

青森銀行、みちのく銀行、青い森信用金庫、東奥信用金庫、青森県信用組合

### (2) 郵便局（ゆうちょ銀行）からの払込み

銀行等の利用が困難な場合は、本会所定の「払込取扱票」に金額を転記し、払込みしてください。

## 3. その他（借入金の繰上償還等）の払込方法



- (1) 払込方法は内容によりご案内しますので、ご連絡ください。
- (2) 払込内容によっては、振込手数料を払込人にご負担いただく場合がございますのでご了承ください。

# 要 覧

1. 名 称 一般財団法人 青森県教育厚生会
2. 事 務 所 青森市橋本一丁目2番25号 青森県教育会館3階
3. 目 的 会員に対する福利厚生事業を実施することにより、会員の福祉の増進及び文化意識の高揚を図り、もって青森県における教育の振興発展に寄与することを目的とする
4. 事 業 貸付事業・退職互助事業・給付事業・罹災事業・育英奨学事業・教育事業・会館事業・駐車場事業・保険事業・代理店事業・文化事業・斡旋事業・生活相談事業・環境保全事業
5. 沿 革
  - 1932 (昭和 7) 10. 14 青森県教職員互助会設立
  - 1933 (昭和 8) 11. 16 社団法人設立許可 (文部大臣)
  - 1945 (昭和 20) 3. 1 社団法人解散許可 (青森県知事)  
大日本教育会青森県支部厚生財団設立が許可 (青森県知事) され、互助会の資産・権利・義務を継承
  - 1947 (昭和 22) 6. 10 大日本教育会青森県支部維持財団を吸収統合し、寄附行為の全面的変更が許可 (文部大臣) され、名称を青森県教育厚生会と改める
  - 2013 (平成 25) 4. 1 公益法人制度改革による財団法人解散、一般財団法人設立
6. 会 員
  - (1) 加入範囲
    - ① 国立・公立及び私立の学校 (各種学校を除く) 並びに幼稚園の職員
    - ② 教育関係公共団体の職員
    - ③ 教育関係団体の専従役職員
    - ④ 前各号の退職者
  - (2) 会 費 給料月額額の100分の1を基準とする
7. 地方委員 所属所長又は会員を代表する者に委嘱
8. 評議員及び役員
  - (1) 評 議 員 10名以上15名以内
  - (2) 理 事 15名以上20名以内
  - (3) 監 事 5名以内
9. 機 関
  - (1) 評議員会 役員及び評議員の選任及び解任、決算の承認、定款の変更の決議
  - (2) 理 事 会 法人の業務執行の決定
  - (3) 監 査 会 理事の職務執行及び業務・財務状況の監査
  - (4) 委 員 会 法人の円滑な運営を図るための事項の審議

## 事務局案内

ホームページ <https://www.a-kyouiku-kouseikai.or.jp>  
F A X 0 1 7 ( 7 2 3 ) 2 2 6 7

- 総務課 総務部門 0 1 7 ( 7 2 1 ) 1 3 1 0  
Eメール soumu@a-kyouiku-kouseikai.or.jp  
〔 文書の収受・発送、徴収明細書の発行、駐車場運営、文化事業  
教育事業、幹旋事業、広報紙、ホームページ 〕  
経理部門 0 1 7 ( 7 2 1 ) 1 3 1 4  
Eメール keiri@a-kyouiku-kouseikai.or.jp  
〔 諸払込金の入金処理 〕
- 事業課 事業部門 0 1 7 ( 7 2 1 ) 1 3 1 2 ・ 1 3 1 3  
Eメール jigyou@a-kyouiku-kouseikai.or.jp  
〔 入会・退会、貸付、保険の団体扱い、奨学金  
教育奉謝金、見舞金、弔慰金、教員免許更新講習補助金 〕  
退職互助部門 0 1 7 ( 7 2 1 ) 1 3 1 1 ・ 1 3 1 5  
Eメール jigyou@a-kyouiku-kouseikai.or.jp  
〔 療養補助金等の給付 〕  
代理店業務部門  0 1 2 0 ( 3 1 0 ) 4 1 3  
F A X 0 1 7 ( 7 7 7 ) 0 7 4 1  
Eメール sonpo@a-kyouiku-kouseikai.or.jp  
〔 損害保険代理店 〕
- 生活相談 0 1 7 ( 7 2 1 ) 1 3 1 8
- 親と子と教師の教育相談室 スマイルサポート  
 0 1 2 0 ( 7 8 3 ) 0 8 7  
Eメール smile@a-kyouiku-kouseikai.or.jp  
月・水・金 9:00～16:00